

令和5年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関する公表

令和5年3月31日現在

1. 契約締結前の公表

2. 契約締結後の公表

No	所管課	契約内容 (物品又は役務の名称)	契約 予定時期	契約の相手方の 決定方法と選定基準	契約金額 (税込/円)	契約相手 方の名称	契約 締結日	履行期間又 は納入期限	契約の相手方 とした理由
1	選挙管理委員会事務局	駐車場管理・車両等整理業務	令和5年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	43,276円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	令和5年4月3日	令和5年4月7日～令和5年4月9日	該当団体が1団体であったため。
2	健康課	高齢者軽度生活援助事業（独居高齢者等の住居周りの除草作業等）	令和5年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	単価契約	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 令和6年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
3	福祉課	武雄市身体障害者等訪問入浴サービス事業業務委託	令和5年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害福祉サービス事業を行う施設及び事業所	武雄市地域生活支援事業費用徴収規則に基づく額	・セントケア九州株式会社 ・特定非営利活動法人さがさぽーと	令和5年4月1日	令和5年4月1日 令和6年3月31日	訪問入浴サービス事業の実施に当たり適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に訪問入浴サービス事業を委託する契約のため

4	福祉課	武雄市障害者等日中一次支援事業業務委託	令和5年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害福祉サービス事業を行う施設及び事業所	武雄市地域生活支援事業費用徴収規則に基づく額	釈迦う福祉法人 慈光会ほか17社	令和5年4月1日	令和5年4月1日 令和6年3月31日	日中一時支援事業の実施に当たり適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に、日中一時支援事業を委託する契約のため
5	福祉課	武雄市障害者等外出支援事業業務委託	令和5年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害福祉サービス事業を行う施設及び事業所	武雄市地域生活支援事業費用徴収規則に基づく額	セントケア九州株式会社ほか16社	令和5年4月1日	令和5年4月1日 令和6年3月31日	外出支援事業の実施に当たり適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に、外出支援事業を委託する契約のため
6	環境課	資源ごみ分別作業業務（武雄市リサイクルセンター）	令和5年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	（最低賃金改定前） 1,023 円/時間（税別） （最低賃金改定後） 1,056 円/時間（税別） ※別途作業員の通勤距離に考慮して通勤手当あり	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	令和5年4月3日	令和5年4月3日～ 令和6年3月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が1団体であったため。